

●会員権停止処分

(1) 氏 名 : 増田涼子会員

(2) 登録番号 : 第 22190037 号

(3) 事務所の名称及び所在地 : Moderateur du Lumiere 社会保険労務士事務所

静岡県静岡市葵区伝馬町9-17

(4) 処分を行った年月日 : 令和8年3月20日

(5) 処分内容 : 3年間の会員権停止処分及び登録抹消の勧告

(6) 処分理由 : 令和7年度前期会費の滞納による